

水俣病で臨時県会

特別委員会が要請へ

排水停止の新条例も

漁民の騒ぎなどで水俣病問題が重大段階に達したため、熊本県議会の水俣病対策特別委員会は五日臨時県議会を召集しひらくよう議会運営委員会に要請すること。新日事仲介者とするよう双方に申し入れることを決めた。またこの日の委員会では条例の制定をめぐって新日水俣工場労働組の統制委員長である長野副委員長（社会党）らと他の委員との間に激しい論議

が交わされた。席上松岡委員（自民）は「工場排水の公害防除に関する条例をつくり、排水を即時全面的に停止させるべきだ。条例制定のた

めの臨時県議会をひらけ」と提案、荒木（自民）北里（同）岡本（同）の各委員もこれに賛成した。また岡本委員は「漁民と工場の紛争解決に知事が乗り出すべきだ。双方に知事を仲介者とするよう申し入れる必要がある」とつけ加えた。

しかし深木委員（自民）は「昨年できた水質保全法があるのに、同じ内容の県条例を制定しようのか」と質し、森永商工水産部長が「法律と同じ事項を条例で決めるのは不可能だが、あらゆる汚水を禁止するというような条例なら制定しうろ」と答えたため、長野委員が「それでは工場閉鎖と同じ結果ならぬか」と閉鎖させることで再び水俣病が発生しないとの確信があるのかと排水停止で直ちに不知火海の魚が売れるようになるのかと工場閉鎖の結果、新たな社会不安が起きないかなどと質し、他の委員と激しく対立した。

特別委は分裂状態

注目される工場の出方

○…さる六月県議会に解説 充足した水俣病対策特別委員会は、新日水俣工場を攻撃する荒木委員らと、県執行部の対策の怠慢を激しく追及すること

で間接的に同工場を弁護する長野委員が対立、問題が大詰めに来た現在、内部分裂の状態にある。これが臨時県議会招集の松岡提案となった。つまり特別委員会だけではこの問題に対処しえないというわけだ。

長野委員は新日労働組に籍をもち、この問題で最も活発に発言する一人だが、病気の原因が工場排水であることを前提とするあらゆる発言には、熊大の水銀説がまだ確定的なものでないことを理由に強く反対する。荒木委員らはこのような長野委員の態度を非難するとともに「漁民が苦しんでいるのに、容疑者である工場だけが平然と操業しているのは不都合だ」という。こ

これに対し森永商工水産部長は「排水停止で今後水俣病が絶対発生しないとの確信はないが、病気の原因だと疑われている排水をとめれば社会不安の除去には役立つ。魚も売れるようになる」と答えた。

長野委員が「答えが不明確である」と再質問しようとしたとき、荒木委員は「私たちは科学者ではない。いまどんな手を打てば社会不安がなくなるかの立場で問題を処理すべきだ」とのべ、委員会としての結論を急がせた。その結果六日の議選に臨時県議会の招集を要請するとともに、条例を制定しうるかどうかを県当局に研究させ漁民と工場の仲介に知事を当たらせるよう要望することを決めた。なおこの日、不知火海水質汚濁対策委員会の代表約三十人が委員会に陳情、一日の騒動に遺憾の意を表するとともに、工場排水の即時停止を訴えた。

あるが、これは水質保全法と工場排水規制法が施行されたことしの四月一日より以前につくられたものだ。寺本知事は四日の記者会見で「法律と同一内容の条例は法律施行後につくれない」と語っている。

もともと工場排水規制法はまた関係政令が出ておらず、実際には運用されていない。この法律施行の過渡的段階で、一法律と類似の条例がつくれるかどうか県ではさうそく法制局に問い合わせることになった。

○…水質保全法は、工場公害が起きたとき、経済企画庁が廃液の水質基準を決め、その基準を工場に守るよう指示することになっているが、違反しても罰則はない。荒木委員らの主張する条例はこんなゆるやかな規定ではなく、もっと厳しいものをねらっているようだ。しかし委員会の中には、もし工場が自主的に即時排水をストップすれば条例はつくらなくてもよいとの空気が強い。条例制定が不用なら臨時県議会一応不用だ。

つまり臨時県議会招集の提案は委員会の内部事情から出たものであると同時に、工場側への一種のけん制だとも考えられる。工場はいま六千万円をかけて年内完成を目標に、浄化装置の建設を急いでいるが「排水即時ストップ」というこの委員会の意向をのむかどうか注目される。（M）

の二つの考えが真っ向から対立しているわけだ。

○…臨時県議会で問題となるのは条例の制定だが、深木委員らも質したように、水質保全法と同じ内容の条例、あるいはそれより厳しい内容の条例がつくれるかどうか。東京、神奈川、福岡にはそれぞれ工場公害の防除に関する条例が